

告 示

埼玉県告示第二百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和元年六月二十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	所在地	廃止年月日
安藤医院	北葛飾郡松伏町松伏二八一 二一一	平成三十一年四月三十日
医療法人社団敬寿会 わらび北町病院附属 北町クリニック	蕨市北町二一一―二一	平成二十七年五月三十一日
中沢医院	上尾市柏座二一一三―四	平成三十一年三月三十日
本庄早稲田クリニッ ク	本庄市早稲田の杜三―一四 ―五	平成三十一年四月三十日
あさひ整形外科・皮 ふ科	坂戸市泉町二一一―八	平成三十一年四月三十日
医療法人社団研美会 すみれ歯科医院	南埼玉郡宮代町中央二―二 ―三〇	平成三十一年四月三十日
ユタカ歯科	所沢市東狭山ヶ丘一―一二 ―二	平成三十一年四月二十五日

株式会社萩原薬局	アイン薬局 羽生店	有限会社狭山台薬 局	せんし堂薬局	みずほ薬局 所沢店	クオール薬局 上尾 店	根本歯科医院	萩野歯科医院
深谷市仲町四―八	羽生市上岩瀬五五〇―一	狭山市狭山台四―三―七	所沢市中富七五〇―一二	所沢市上新井三―一―一	上尾市柏座二―九―一六	坂戸市日の出町一四―一三	熊谷市銀座一―七四
平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月三十日	平成三十一年四月二十九日	平成三十一年四月三十日	令和元年五月十四日	平成三十一年四月三十日